

県域に所在する指定障害福祉サービス事業所及び  
指定障害者支援施設 管理者 様

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部  
障害サービス課長  
(公印省略)

平成25年度介護給付費等算定に係る体制に関する届出書の提出について(通知)

日ごろより本県の障害福祉施策のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付費等の算定にあたっては、「平成18年9月29日厚生労働省告示第523号」の規定により、前年度の実績を届出ることにより、加算の算定の区分や、算定するサービス費等を決定することになっています。

このため、提出の必要な事業所(下記参照)については、平成24年度における利用実績等に基づき、平成25年度の各加算等の算定状況を提出するようお願いいたします。

<提出の必要がある事業所等>

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を実施し、特定事業所加算の算定状況が変更となる事業所及び福祉・介護職員処遇改善加算又は処遇改善特別加算を届出する事業所  
(ただし2月末までに提出済みの事業所は不要)
- (2) 療養介護を実施するすべての事業所
- (3) 生活介護を実施するすべての事業所
- (4) 共同生活介護、共同生活援助を実施するすべての事業所
- (5) 施設入所支援を実施するすべての障害者支援施設
- (6) 自立訓練(生活訓練(宿泊型を含む)、機能訓練)を実施するすべての事業所
- (7) 就労移行支援を実施するすべての事業所
- (8) 就労継続支援A型、就労継続支援B型を実施するすべての事業所
- (9) 短期入所事業所を実施するすべての事業所

障害者支援施設で実施する昼間実施サービスも該当するサービス種類ごとにすべての届出の提出が必要です。

一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を実施する事業所については、届出の必要はありません。

<様式掲載場所>

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」「書式ライブラリ」  
「6.お知らせ(県内共通)」「4.平成25年度体制届に関するお知らせ」

< 提出期限 >

平成 25 年 4 月 15 日 ( 月 ) 必着

< 提出先 >

〒 2 3 1 - 8 5 8 8

横浜市中区日本大通 1 神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課

( 4 月から部名が変更となります )

郵送にて提出してください。FAX、メールでは受け付けられません。

< 留意事項 >

指定権限等の権限移譲に伴い、政令指定都市・中核市に所在する事業所については当該政令指定都市・中核市へご提出いただくこととなりますのでご注意ください。

全てのサービス種類について、既に平成 25 年度の福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の届出を行っている事業所は、同加算に係る添付書類 ( 様式 ) の提出は不要です。まだ提出をしていない事業所で、同加算の届出を行う場合は、今回ご提出ください。

サービス管理責任者の資格要件に係る経過措置が終了することに伴い、研修修了状況の確認を行います。平成 24 年 3 月 31 日までに指定を受けた事業所で、サービス管理責任者を配置するサービス種類は、事業所に配置されているサービス管理責任者の研修修了証書 ( 写 ) を同封してください。

問い合わせ先

事業支援グループ

電 話 045-210-4732 ( 直通 )

ファクシミリ 045-201-2051